



[第23回 IPネットワーク設備委員会 技術検討作業班]

「ソフトフォンの認証案」について

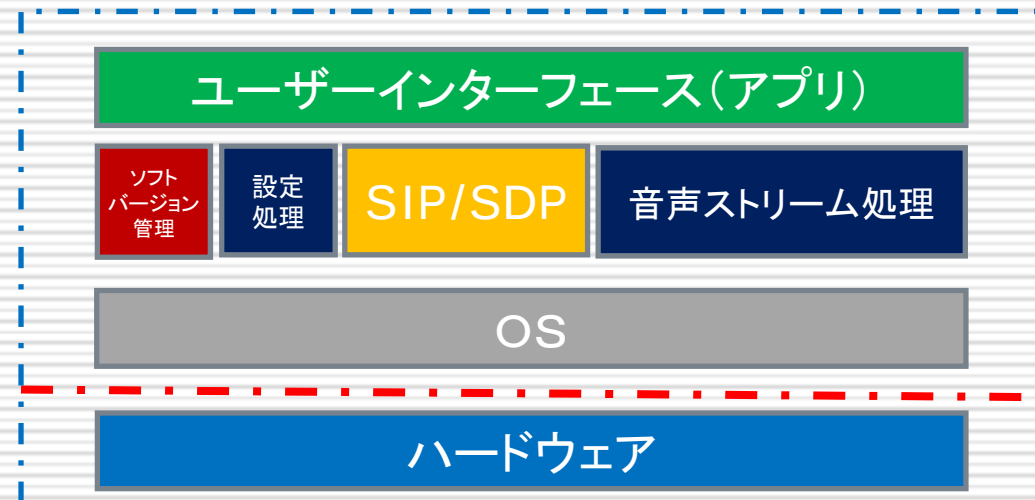
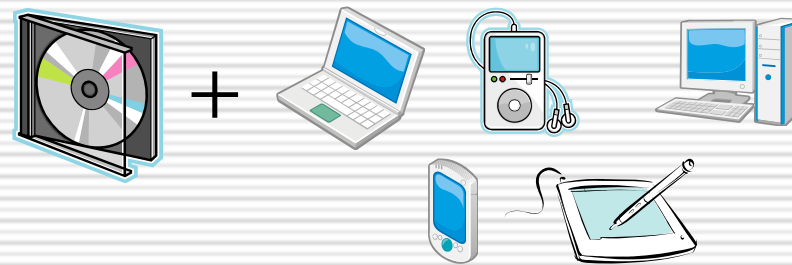
2012年4月27日

一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
適合性評価委員会

ソフトフォンとは

「ユーザ自身が購入した汎用の端末にソフトウェアをダウンロード
/インストールしてはじめてIP電話端末となる」

ソフトフォンの構成＝ソフトウェア＋ハードウェア



ソフトフォンの構成範囲

ソフトフォンの実装モデル

ソフトフォンの実装モデルを考えると多種多様と思われる

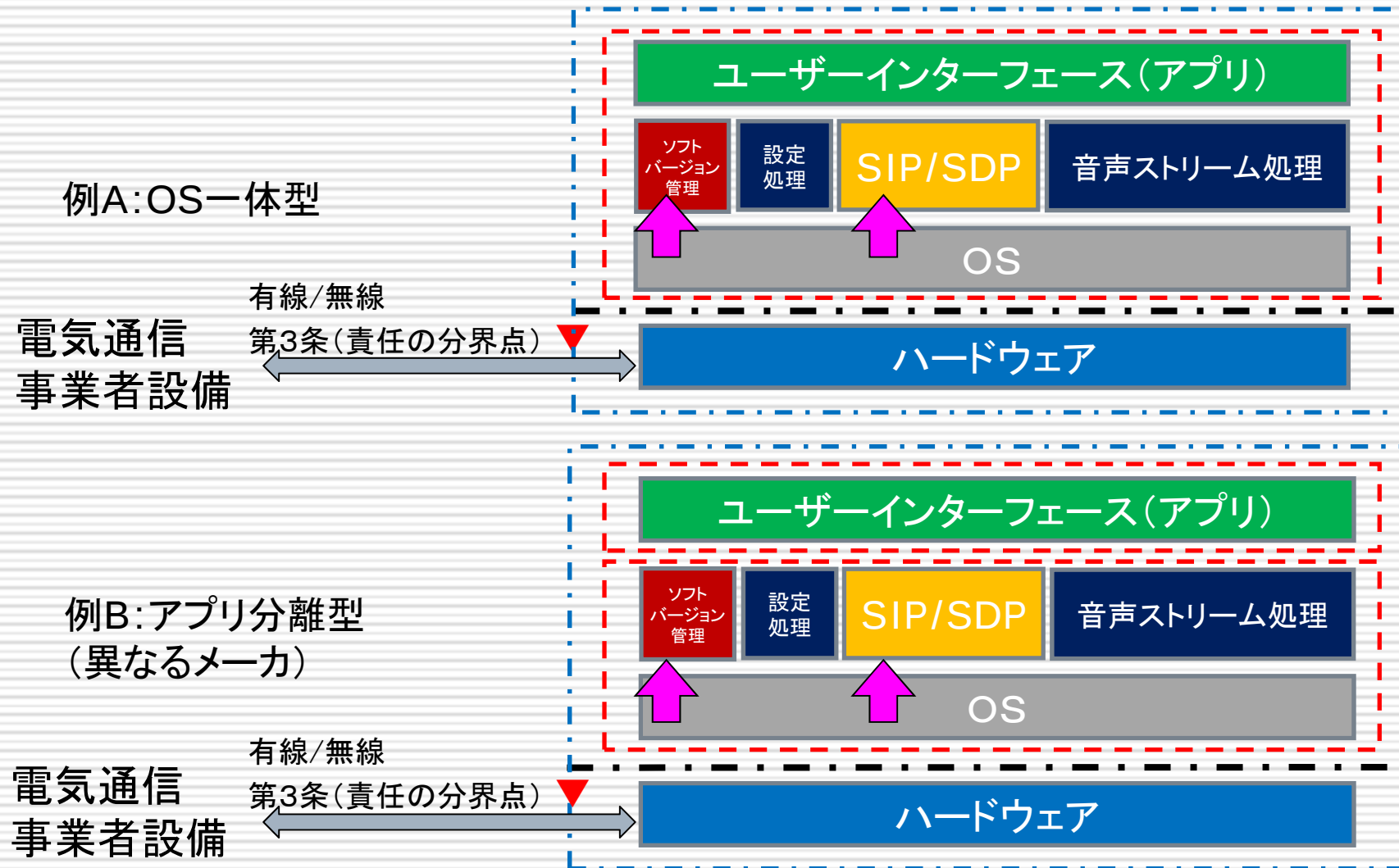
①インストール型 ②SDK型 ③クラウドサービス型

販売形態も多種多様⇒無数とも言える組み合わせが存在する

次ページ以降で、ソフトウェアとハードウェアの組合せ例を提示

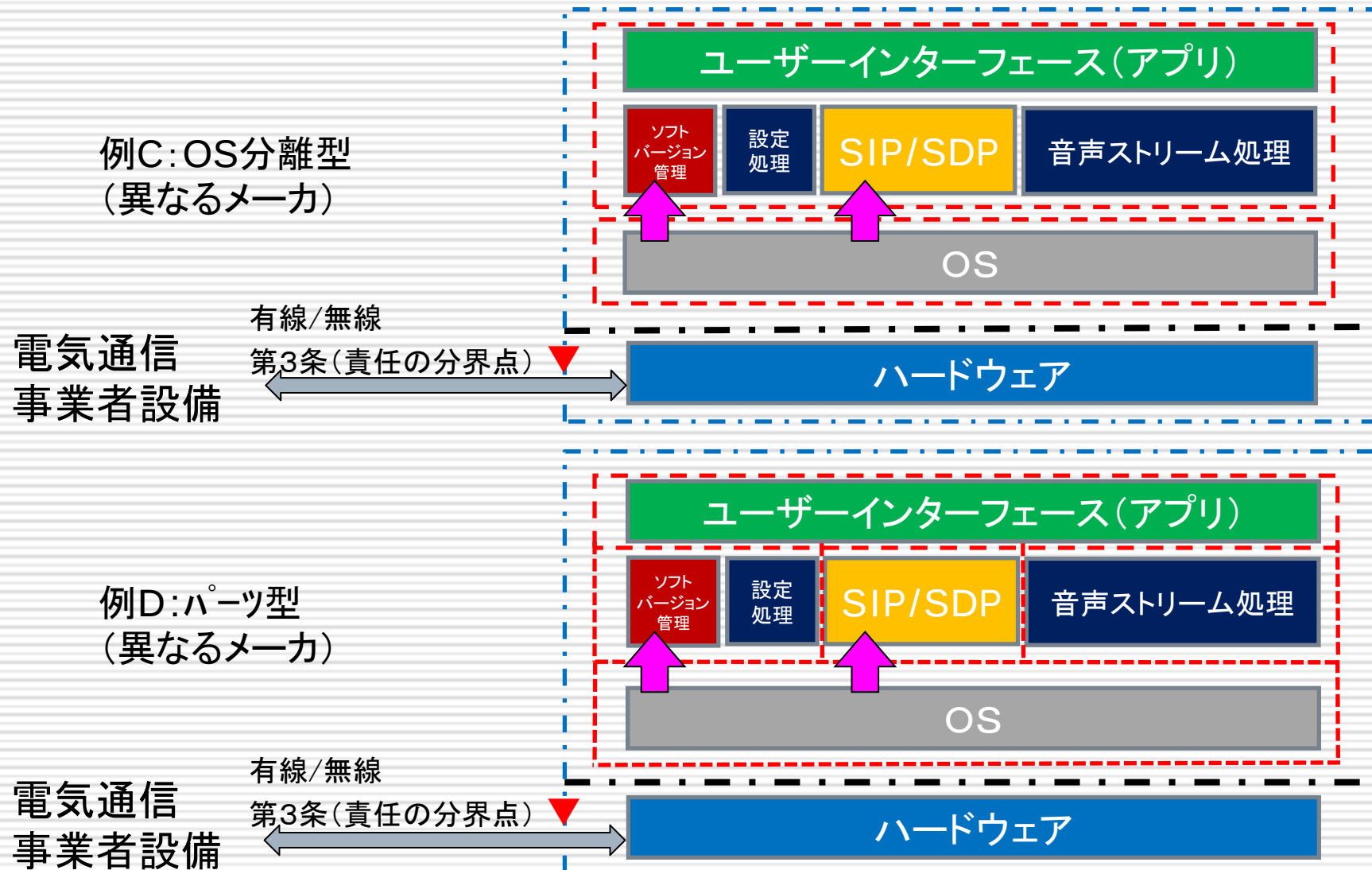
ソフトフォンの実装モデル例（1 / 2）

以下はソフトウェアとハードウェアの組み合わせ例



ソフトフォンの実装モデル例（2/2）

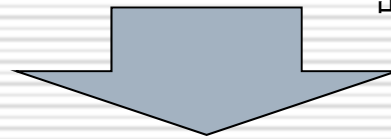
以下はソフトウェアとハードウェアの組み合わせ例



基準認証制度とは

- 基準認証制度とは、電気通信機器（端末機器及び特定無線設備）をはじめ、電気用品、医薬品など様々な分野の製品について、消費者保護や取引の効率化等を目的として、遵守すべき技術基準を設定し、各製品がその基準を満たしているかどうかを確認する制度である。
- 遵守すべき技術基準や認証の手続きは法令で定められ、基準を満たさない製品の流通・使用を事前に防ぐことができる仕組みとなっている。また、万一基準に適合しない製品の流通・使用が発生した場合、改善命令や回収命令等の事後措置を定めているものもある。

出典：総務省電気通信機器基準認証制度マニュアル

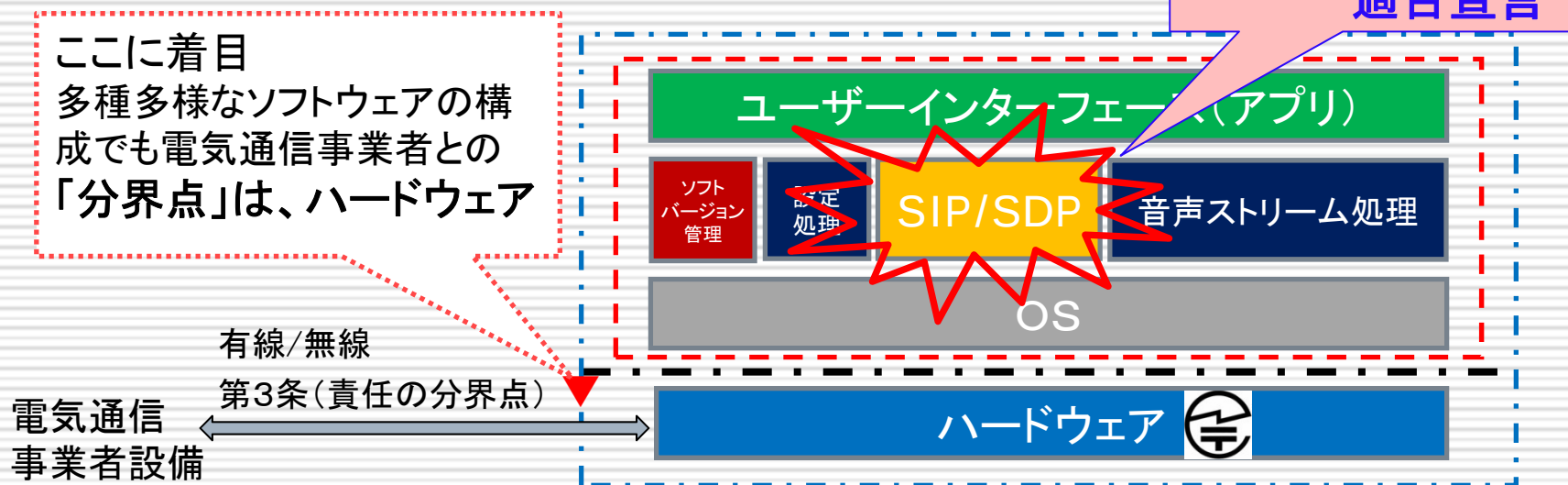


技術基準各条項を適合(担保)しているかである
製品の品質(性能保障、機能保障)ではない
(ソフトウェアとハードウェアがそれぞれ異なるメーカー間では限界がある)

C I A J 適合性評価委員会からの検討たたき台 (1/2)

技術基準適合認定、設計認証、技術基準適合自己確認の制度に
さらに、**一定の条件**の下、**ソフトフォンを機能させるメーカーによる
適合宣言制度**を新たに設ける (Declaration of Conformity; DoC)

適合宣言を行うに当たっては、技適マークを表示した特定端末機
器又は端末機器にインストールを行う条件で、ソフトフォンとして
機能させるメーカー、例えばSIP/SDP機能を担保するメーカーが**適合
宣言を行う(⇒議論が必要)**



C I A J 適合性評価委員会からの検討たたき台 (2/2)

適合宣言に当たっては

○例 適合宣言書(宣言メーカ内のホームページに提示)

- ・適合を宣言するソフトフォンの種別及び技術基準を担保するリスト
- ・インストールするソフトウェア(OS等)の条件、ハードウェア等の条件
- ・ソフトフォンの名称
- ・宣言する事業者と住所等
- ・宣言の日付
- ・ハードウェアは、技適マークを表示した特定端末機器又は端末機器



[参考]CEマーキングの適合宣言書

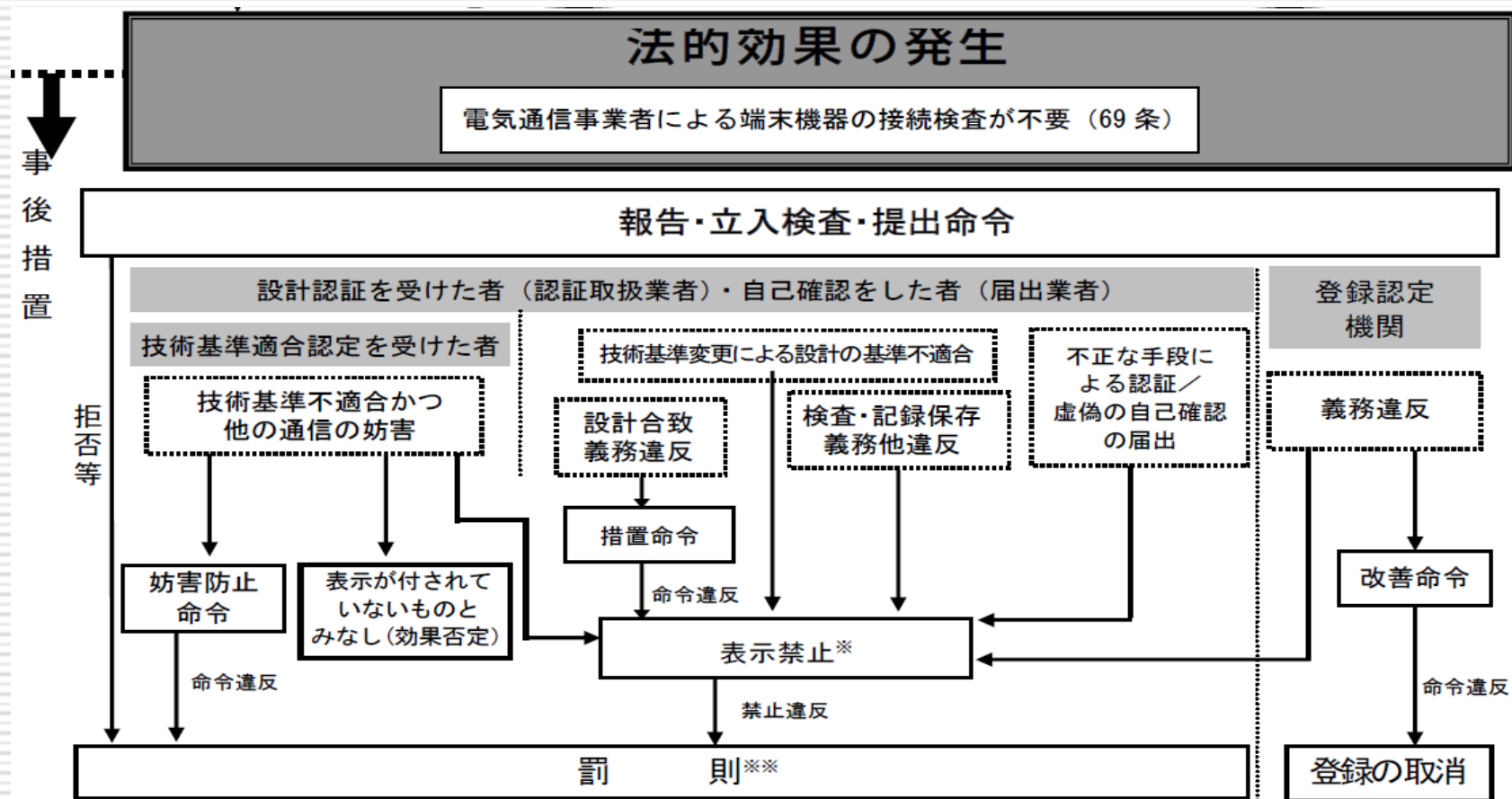
- ・適合を宣言する指令のリスト
- ・宣言の対象となる機器を同定する、名称、型式、製造番号等の情報
- ・整合規格を適用した場合には、そのリスト
- ・製造者の名前と住所
- ・宣言の日付
- ・宣言書に署名する人に関する情報
- ・適切な権限を持つ個人による署名

宣言に
当たって

宣言に当たっては、総務省へ
ソフトフォン登録(総務省が公示)等も考えられる

CIAJ適合性評価委員会からの検討たたき台

自己宣言するソフトフォン(ソフトウェア)も規制当局による 市場監視が必要



※ 技術基準の変更により設計が基準不適合となる場合、また外国取扱業者の場合は、報告拒否、虚偽報告、検査忌避したときも表示禁止の対象となる。

※※ 罰則として、他に紛らわしい表示違反